

障害者スポーツ指導等技術向上事業助成金交付要綱

(通則)

第1条 障害者スポーツ指導等技術向上事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 岡山県内（以下「県内」という。）の障害者スポーツを振興することを目的とし、第4条に規定する事業を実施する場合に、その経費の一部を助成する。

(対象団体等)

第3条 この事業の対象となる団体は、岡山県における障害者スポーツ振興活動を主たる事業としている団体で、次の各号に該当する団体とする。

- 一 原則として、県内に所在地があること。
 - 二 県内における障害者スポーツの普及、振興に寄与する団体であること。
 - 三 県内の当該競技の統括または調整をしている団体であること。
 - 四 会則を持ち、適切な運営がなされている団体であること。
 - 五 単一の職場（学校、施設）に所属している者のみで構成されていないこと。
 - 六 会計等の事務処理が適切に行われている団体であること。
- 2 その他岡山県障害者スポーツ協会長（以下「協会長」という。）が別に定める団体

(助成対象事業)

第4条 この助成金の対象となる事業は、障害者スポーツ指導者等を対象に、前条に規定する団体が主催者として実施する講習会等で、次の各号のいずれかに該当する事業（以下「助成事業」という。）とする。

- 一 全国障害者スポーツ大会競技規則の周知等に係る事業
- 二 障害者スポーツに係る審判技術の向上等に係る事業
- 三 その他障害者スポーツの指導者の養成及び指導技術の向上等に係る事業

(助成対象経費)

第5条 この助成金の対象となる経費は、助成事業の実施に必要な別表に掲げる経費とする。

- 2 前項の額は、1回7万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書（様式第1号）1部を別に定める日までに協会長あて提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 協会長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、当該申請に対する適否等を審査し、交付額の決定を行い、助成金交付決定通知書（様式第2号）により当該団体に通知する。

2 前項の場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(実績報告)

第8条 助成の交付の決定を受けた団体は、助成事業が完了した日から30日以内に、助成事業実績報告書（様式第3号）1部を協会長あて提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第9条 協会長は、前条の規定による助成事業実績報告書の提出があった場合は、審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第4号）により当該助成団体に通知するものとする。

2 協会長は、助成金の交付を受けた団体に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずる。

(助成金の支払)

第10条 協会長は、前条の規定による助成金の額の確定後助成金を支払うものとする。ただし、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、助成金の概算払をすることができる。

(助成金の精算払又は概算払の請求等)

第11条 助成金の交付を受けた団体が、助成金の精算払又は概算払を受けようとするときは、助成金精算（概算）払請求書（様式第5号）1部を協会長あて提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、必要の都度、協会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。